

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十九日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第七号

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員の給与の支給に関する規則(昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の十四の十五第一項第二号中「都市局並びに」を削る。

別表第七中

十 銃器犯罪 捜査作業	銃器又は銃器と思料されるものを使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の作業で人事委員会の定めるもの(以下「現行犯人逮捕等作業」という。)	千六百四十円
	現行犯人逮捕等作業に付随して行われる固定配置作業及び銃器を所持する犯人の逮捕の作業(現行犯人逮捕等作業を除く。)	千九十円
	銃器を所持する犯人の逮捕に付随して行われる固定配置作業及び銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する警戒作業で人事委員会の定めるもの	八百二十円

を

十 銃器等犯罪 捜査作業	銃器若しくは銃器と思料されるもの又は人事委員会が認める爆発物(以下「銃器等」という。)を使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の作業で人事委員会の定めるもの(以下「現行犯人逮捕等作業」という。)	千六百四十円
	現行犯人逮捕等作業に付随して行われる固定配置作業及び銃器等を所持する犯人の逮捕の作業(現行犯人逮捕等作業を除く。)	千九十円
	銃器等を所持する犯人の逮捕に付随して行われる固定配置作業及び銃器等が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する警戒作業で人事委員会の定めるもの	八百二十円
	暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するために行う保護対策の業務で人事委員会の定めるもの	八百二十円

に

改める。

別記様式第十五号の十五を次のように改める。

様式第十五号の十五 (第二十三条の十四の十八関係)

認 印

教員特殊業務従事実績簿

平成	年	月	分	学校名	職名	教育職( )級	氏名				金額	備考	
							1のイ	1のロ	1のハ	2			3
日	曜	業	務	の	業	務	の	種	類				
		内	容	の	務	に	従	事	務	主	体		
				業	務	した	時	間		等			
1				自	時	分	分	時間					
2				自	時	分	分	時間					

(中 略)

30				自	時	分	分	時間					
31				自	時	分	分	時間					
計													

注 1 業務の種類の中1のイ, 1のロ, 1のハ, 2, 3及び4とあるのはそれぞれ特殊勤務手当条例第36条第1項第1号のイ, ロ, ハ, 同項第2号, 同項第3号及び同項第4号を示し, 該当業務の種類別に当該欄に○印をすること。  
 2 支給要件が確認できる書類(報告書等)を添付すること。  
 備考 必要に応じて処理の経過を示す欄を設けることは, 差し支えないものとする。

(職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(平成十八年広島県人事委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「特定職員(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年広島県人事委員会規則第十号)第二十八条第二項に規定する特定職員をいう。)」を「行政職給料表の適用を受けるものでその職務の級が七級以上であるもの(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年広島県人事委員会規則第十号)第二十一条第二項に規定する警察職員等に限る。)、同規則第二十七条に掲げる職員」に改め、「昭和二十六年広島県条例第二十二号」の下に「。以下「給与条例」という。」を加える。

第三条 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

附則第二項第一号中「百分の六十四・五以上百分の七十四未満の範囲内で任命権者があるからじめ人事委員会と協議して定める割合」を「次のイからハまでの区分に応じ、それぞれ次のイからハまでに掲げる割合」に改め、同号に次のように加える。

イ 勤務成績が特に優秀な職員 百分の八十三・五

ロ 勤務成績が優秀な職員 百分の七十四

ハ 勤務成績が良好な職員 百分の六十七・五

附則に次の一項を加える。

(派遣職員等の成績率に関する特例)

3 長期にわたる派遣その他の事由により、前項第一号の規定によることが適当でないとして人事委員会が認める職員に対する勤勉手当の勤務成績による割合については、当分の間、百分の六十七・五以上百分の七十四未満の範囲内で任命権者があらかじめ人事委員会と協議して定める割合とする。

附 則

(施行期日)

1 この人事委員会規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第三条及び附則第二項の規定は、同年六月二日から施行する。

(勤勉手当の成績率に関する暫定措置)

2 平成二十四年六月二日から平成二十五年六月一日までの間における第三条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則附則第二項及び第三項の規定の適用については、同規則附則第二項第一号中「百分の八十三・五」とあるのは「百分の七十五・五」と、「百分の七十四」とあるのは「百分の七十一」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の六十七・五以上百分の七十一未満の範囲内で任命権者があらかじめ人事委員会と協議して定める割合」と、同規則附則第三項中「百分の六十七・五以上百分の七十四未満」とあるのは「百分の六十七・五以上百分の七十一未満」とする。